

「琵琶湖疏水通船復活」試行事業

琵琶湖疏水通船

試行船体験ツアー

明治の先人たちが築き上げた貴重な産業遺産「琵琶湖疏水」は、市民生活や産業・文化を支え発展させてまいりました。開通から数十年は、舟運も旅客・貨物ともに大いに利用されていましたが、昭和26年(64年前)その姿を消しました。

本年、琵琶湖疏水竣工125周年を記念する年にあたり、京都市と天津市を結ぶ通船を試行船体験ツアーとして実施します。幅広いモニター乗船者の皆様から事業課題等のご意見を頂戴し、大津・山科・岡崎地域の活性化の源となる魅力あふれる琵琶湖疏水通船の復活を目指します。



旧御所水道ポンプ室(イメージ)

＜実施コース ※運航スケジュールは次面をご確認ください。＞

大津～山科～蹴上コース

運航時間 約60分、7.8km

今回の試行船体験ツアーのグランドライン。下記の2つのコースを合わせた約1時間の船旅を満喫いただけます。



大津開門全景(イメージ)



安朱橋付近(イメージ)



大津～山科コース

運航時間 約30分、4.2km

桜並木の美しい舟曳き道を歩いて、伊藤博文が揮毫した扁額がついた第一トンネル(長等山トンネル)の洞門から乗船。トンネルを抜けると、山科山麓に広がる舟溜りや三角橋などの舟運関連施設や、春には桜並木が続く柳山橋など山科の名所が待っています。



第一トンネル(イメージ)

山科～蹴上コース

運航時間 約30分、3.6km

毘沙門道に架かる安朱橋の東詰から出発し、桜と菜の花の共演を楽しみつつ、馬酔木(あしび)並木や鮮やかな朱塗りの正嫡橋、日本最初の鉄筋コンクリート橋である第11号橋など、山科の風景を堪能。蹴上の旧御所水道ポンプ室の前で下船した後、船を運んだ傾斜鉄道(インクライン)をはじめ、南禅寺の水路閣や琵琶湖疏水記念館などを回れば、疏水の歴史を深く知ることができます。



正嫡橋(イメージ)

実施
期日

第1期

平成27年

3月28日(土)・29日(日)・4月4日(土)・5日(日)・11日(土)・12日(日)・18日(土)・19日(日)

第2期

平成27年

4月25日(土)・26日(日)・29日(水・祝)・5月2日(土)・3日(日)・4日(月・祝)・5日(火・祝)・6日(水・祝)

「琵琶湖疏水通船復活」試行事業

琵琶湖疏水通船

試行船体験ツアー

<募集要項>

- 募集対象者
- 小学生以上の方(小学生は保護者同伴に限る)
 - 体験アンケートにご協力いただける方
 - 下記の「注意事項、参加条件等」を確認し了承いただける方
- ※いずれも満たす方を対象とします。

■申込方法および募集期間

郵送またはFAXにて(各期応募は1人1回限り)
 ※お電話及びJTB店頭でのお申込みは承っておりません。
 ※FAXの場合は募集期間内に必着、郵送の場合は消印有効。
 ※応募者多数の場合、抽選にて決定します。
 ※抽選結果の問い合わせは受付ておりません。

■運航スケジュール(発着予定)

コース名	コース番号	大津	山科	蹴上	募集人員
大津～山科～蹴上コース	1	9:15発	⇒	10:15着	6名
	2	11:30発	⇒	12:30着	6名
	3	13:45発	⇒	14:45着	6名
	4	16:00発	⇒	17:00着	6名
大津～山科コース	5	9:20発 ⇒	9:50着		6名
	6	11:35発 ⇒	12:05着		6名
	7	13:50発 ⇒	14:20着		6名
	8	16:05発 ⇒	16:35着		6名
山科～蹴上コース	9		9:55発 ⇒	10:25着	6名
	10		12:10発 ⇒	12:40着	6名
	11		14:25発 ⇒	14:55着	6名
	12		16:40発 ⇒	17:10着	6名

※気象状況等により、運航スケジュールに乱れが生じる可能性があります。予めご了承ください。

募集期間	実施期日(乗船日)
【第1期分】 2/5(木)から 2/22(日)まで	8設定日 3/28(土)、29(日)、 4/4(土)、5(日)、11(土)、12(日)、18(土)、19(日)
【第2期分】 3/1(日)から 3/22(日)まで	8設定日 4/25(土)、26(日)、29(水・祝)、 5/2(土)、3(日)、4(月・祝)、5(火・祝)、6(水・祝)

■募集人員 各日 72名(1便6名×4便×3コース)

■最少催行人員 各コース 1名

■旅行代金(消費税込)

- 大津～山科～蹴上コース<1日4便> 2,000円
- 大津～山科コース<1日4便> 1,000円
- 山科～蹴上コース<1日4便> 1,500円

※大人お一人あたり(中学生以上) ※小学生は半額

■食事は含まれておりません。 ■添乗員は同行致しません。

注意事項、参加条件等

- 今回の体験ツアーは試行船での実施であり、当時の琵琶湖疏水通船そのものに乗船いただけるものではありません。
- 各コース共、長く暗いトンネル区間があること、さらに波による船の揺れもありますが、試行船でもあり、背もたれのない椅子になっているため、自力でご着席いただける場合など、乗船に支障のない場合にお申し込みください。
- 気象状況等により、運休もございます。その場合、旅行代金のご返金は致しますが、代替コースの手配は出来ません。
- 乗船中は、ライフジャケット着用(無料貸与)が義務付けされています。
- ペットの持ち込みは出来ません。 ●乗船場、乗船中の飲食及び喫煙は出来ません。

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB西日本(大阪市中央区久太郎町2-1-25 観光庁長官登録旅行業 第1768号。以下「当社」といふ)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡りする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、郵送またはFAXにてお申し込みください。
- (2) お申込み後、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して7日以内に申込金の支払をしていただきます。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (4) お申込金(おひとり) 旅行代金全額

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

取消日	取消料(おひとり様)
旅行開始日の前日11日目にあたる日以前の解除	無料
2) 10日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
3) 7日目にあたる日以降の解除(4～6を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないがざりエコノミークラス)、宿泊費、食代、及び消費税等諸税、これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
 ・死亡補償金:1,500万円 ・入院見舞金:2～20万円 ・通院見舞金:1～5万円
 ・旅行品損害補償金:お客様1名につき～15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者による当該取扱ができない場合があります。また取扱できないカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

- (1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。(但し、成立日が旅行開始前日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目(休業日にあたる場合は翌営業日)」とします。)また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。)
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

旅行中に、事故などが生じた場合は、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することを勧めます。詳細については、販売店の係員にお問合せください。

●事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取扱について

- (1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) 当社は、旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をおらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2015年2月5日を基準としています。又、旅行代金は2015年2月5日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施 **JTB西日本** 旅行業公正取引協議会 会員 **ポンド保証会** 員
 観光庁長官登録旅行業 1768号 一般社団法人日本旅行業協会 正会員
 大阪市中央区久太郎町2-1-25 〒541-0056

<企画協力>

琵琶湖疏水船下り
 実行委員会

<試行船運航>

琵琶湖汽船株式会社

<お申込み・問い合わせ先>

※郵送又はFAXでの受付となります。※お電話でのお申込みは承っておりません。

(株)JTB西日本 京都支店 法人営業部

〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京都市四条河原町ビル7階

【営業時間】月～金 午前9時30分～午後5時30分(土・日・祝・休業)

総合旅行業務取扱管理者:上杉 信博 担当:琵琶湖疏水通船 試行船体験ツアー係

FAX.075-365-7714

TEL.075-365-7720

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご連絡なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。